

平成21年度において 講じた中小企業施策

2010 White Paper on Small and Medium Enterprises in Japan

平成21年度において講じた 中小企業施策

第1章	中小企業を守る ……………	202
	第1節 資金繰り対策……………	202
	第2節 下請中小企業対策……………	205
	第3節 経営安定対策……………	208
第2章	雇用を守る ……………	209
	第1節 人材・雇用対策……………	209
第3章	仕事を創る ……………	211
	第1節 技術開発の促進……………	211
	第2節 官公需対策……………	214
第4章	魅力を磨き国内外に発信する ……………	214
	第1節 新事業活動の促進……………	214
	第2節 海外への市場開拓支援……………	219
第5章	暮らし・地域に潤いを与える ……………	221
	第1節 商店街・中心市街地活性化対策……………	221
第6章	中小企業の再生・チャレンジを支援する ……………	223
	第1節 事業再生支援……………	223
	第2節 事業承継の円滑化……………	224
	第3節 創業・ベンチャー支援……………	225
第7章	経営支援体制の充実を図る ……………	227
	第1節 相談体制の充実……………	227
	第2節 組織連携化対策……………	228
第8章	特定の業種における中小企業を支援する ……………	228
	第1節 中小農林水産関連企業対策……………	228
	第2節 中小運輸業対策……………	230
	第3節 中小建設・不動産業対策……………	231
	第4節 生活衛生関係営業対策……………	232
第9章	様々な観点から中小企業を支援する ……………	233
	第1節 財務基盤の強化……………	233
	第2節 低炭素化の促進……………	233
	第3節 IT化の促進……………	234
	第4節 知的財産対策……………	236
	第5節 人権啓発の推進……………	237
	第6節 自殺対策に連動した支援……………	237
	第7節 調査・広報の推進……………	238

平成21年度において講じた中小企業施策

2010 White Paper on Small and Medium Enterprises in Japan

はじめに

中小企業は、我が国の企業の99.7%、雇用の69.7%を占めており、我が国の産業の競争力の源泉であるとともに、地域社会や雇用など、私たちの暮らしを支える重要な存在である。

中小企業では、一昨年秋の世界経済危機の影響により、厳しい経営環境が続いており、人口減少・少子高齢化や、経済のグローバル化等の構造的な課題への対応も求められている。

こうした中で、中小企業が足下の危機や今後の課題を乗り越えて私たちの暮らしを支えていけるよう、2009年度において講じた施策を紹介する。

第1章

中小企業を守る

倒産が一社でも少なく済むように、また、少しでも多くの中小企業が安心して事業を営めるように、中小企業への資金供給の円滑化といった資金繰り対策や相対的に弱い立場にある下請中小企業を守るための下請取引の適正化対策、中小企業の経営の安定化対策を講じた。

■ 第1節 資金繰り対策

2008年秋に世界的な金融危機が発生し、その影響が実体経済にも波及することにより、我が国経済は需要の減少に伴う国内生産の減少、雇用情勢の悪化といった厳しい状況に直面した。特に中小企業においては、受注の減少や収益の大幅な悪化など厳しい経営状況が続いた。こうした状況を踏まえ、同年スタートした緊急保証制度とセーフティネット貸付による中小企業資金繰り対策についても、2009年4月の「経済危機対策」、同年12月の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において事業規模の拡大を図るとともに公的金融による条件変更への取組を図ってきた。2009年度第一次補正予算の成立を踏まえ、緊急保証制度とセーフティネット貸付による中小企業資金繰り対策の事業規模を47兆円まで拡大した。その後、第二次補正予算の成立を踏まえ、中小企業の資金繰り対策の事業規模を57兆円まで拡大した。このうち、中小企業向け保証制度については、2010年2月15日に、対象業種を例外業種を除き原則全業種に拡大するとともに、企業の認定等について使い勝手の良い「景気対応緊急保証」を創設したところである（事業規模36兆円）。

また、セーフティネット貸付については、2009年度第一次補正予算及び第二次補正予算を通じて、貸付枠を21兆円に拡大した。このうち、(株)日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）が16.8兆円の貸付枠を、(株)商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）が危機対応業務として4.2兆円の貸付枠を設けている。

2010年3月末までに、緊急保証は103万2千件、19兆1千億円、セーフティネット貸付は40

万7千件、8兆7千億円の実績となっている。

さらに、民間金融機関に対し、中小企業等からの申込みに対し、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努めること等を内容とする中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「中小企業金融円滑化法」という）を施行するとともに、その実効性を確保するための検査・監督上の措置等を講じた（2009年12月4日）。また、中小企業金融円滑化法の成立を踏まえ、2009年12月15日に「条件変更対応保証制度」を創設した。

また、日本公庫及び商工中金においても貸付条件の変更等を柔軟に応じるべく積極的に取り組んできた。2009年度第一次補正予算及び第二次補正予算を通じ、条件変更目標を、2009年度と2010年度を併せて3.3兆円と定めており、2月末現在、既に1兆7,900億円の実績をあげている。

● 具体的施策 ●

1. 景気対応緊急保証の創設【2009年度第二次補正予算：8,641億円】

景気対応緊急保証は、中小企業者が民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会が一般の保証枠とは別枠で債務保証を行う制度である。原則として全業種を対象とする景気対応緊急保証は、現場からの声を踏まえ、指定業種の大括り化や利用企業の認定要件の弾力化により、中小企業にとって使い勝手の良い制度に改善した。制度の期限は2011年3月31日までである。

2. セーフティネット金融の推進

セーフティネット貸付は、社会的な経済状況の変化により、売上や収益が減少する等の影響を受けている中小企業に対して、業種を問わず（ただし、政令で規制されている業種、農林水産業等は除く）、中小企業については7億2,000万円、小規模企業については4,800万円の範囲内で融資を実施するものである。また、近時の雇用環境の悪化にかんがみ、所要の要件を満たした場合の金利減免措置を講じた。

3. 中小企業金融円滑化法等の施行

民間金融機関に対し、中小企業者や住宅ローンの借り手からの申込みに対し、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努めることなどを内容とする中小企業金融円滑化法を2009年12月4日に施行した。これに併せて、その実効性を確保するため、検査マニュアル、監督指針について所要の改正を行う等の措置を講じた。また、資金繰りに苦しむ中小企業の返済負担の緩和を図るため、信用保証協会、日本公庫及び商工中金は、貸付条件変更目標額を引き上げるなど、柔軟に対応している。さらに、中小企業金融円滑化法の成立を踏まえ、条件変更対応保証制度を創設し、一層の充実を図った。

4. 流動資産担保融資保証制度の推進【2009年度予算：2.8億円】

流動資産担保融資保証制度は、中小企業の在庫や売掛債権を活用し、資金調達を一層円滑なものとするため、在庫や売掛債権を担保として金融機関が融資を行う際に、信用保証協会が債務保証を行う制度である。2001年12月から2009年12月末までに、売り掛け債権担保が1.7兆円、在庫担保が2,700億円の実績が上がった。

5. 劣後ローン貸付の推進【2009年度予算：30.0億円】

日本公庫において、創業や企業再建への取組等を行い、地域経済の活力の維持・向上に資する事業を

行うものに対して、当該企業の財務体質を強化し、民間金融機関からの資金調達の円滑化を図るために、劣後ローン制度（※）を通じて融資を行っている。

（※）期限一括償還型の貸付制度で、当該事業者が法的倒産となった場合の貸付金の償還順位を他の債権に劣後させるもの。なお、中小事業部においては、毎期の決算の成功度合いに応じて金利を変更する仕組みとすることで、当該劣後ローンは、金融検査上自己資本とみなすことが可能となっている。

6. デフレに伴う実質金利高への対応策の実施【2009年度第二次補正予算：500億円】

デフレの進行に伴い実質金利上昇の下で抑制されている設備投資等の下支えを図るため、危機対応業務における指定金融機関及び日本公庫が、設備投資等資金に係る貸出金利を2年間0.5%引き下げる措置を2月15日から開始した。

7. マル経融資【財政投融资】【2009年度予算：36.0億円】

中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき金融確保の面において、更なる措置が必要である。こうした状況にかんがみ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本公庫が無担保・無保証人で融資を行う。2010年3月31日までを時限として、①貸付限度額の上限を1,000万円から1,500万円、②貸付期間を、運転資金は5年以内から7年以内に、設備資金は7年以内から10年以内、③据置期間を、運転資金は6ヶ月から1年、設備資金は6ヶ月から2年にそれぞれ拡充した。

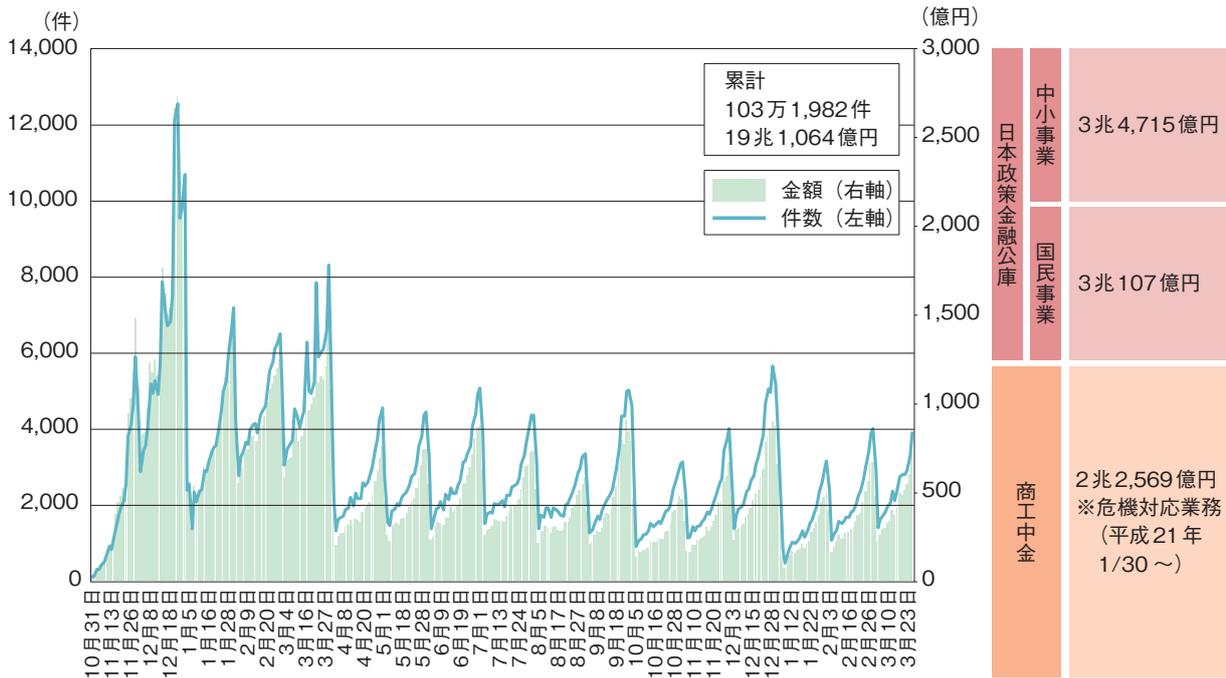
8. 小規模企業設備資金導入制度（設備資金貸付・設備貸与）【財政投融资】

信用力や資金調達力が脆弱である小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入を促進するため、各都道府県の貸与機関を通じ、設備資金の無利子貸付及び設備貸与を実施した。

9. 沖縄の中小企業対策【財政投融资】

沖縄の中小企業対策については、沖縄振興開発金融公庫の貸付枠について中小企業等資金貸付規模690億円を確保するとともに、日本公庫が行う業務・取組について沖縄振興開発金融公庫の業務範囲に対応するものについては同様に行うとともに、沖縄独自の貸付制度の拡充等を実施した。

景気対応緊急保証の承諾実績及びセーフティネット貸付実績（平成20年10/31～平成22年3/31速報）



第2節 下請中小企業対策

景気悪化の影響が親企業に比べて弱い立場にある下請中小企業にしわ寄せされることがないように、適正な取引を推進する必要がある。このため、不公正な下請取引を取り締まるとともに、法律違反を未然に防止することで下請中小企業を守っていく必要がある。

2009年度においては、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という）に基づく書面調査の実施等による下請代金法の厳格な運用、下請かけこみ寺による相談体制の強化、下請適正取引等のためのガイドラインの普及啓発を実施した。

● 具体的施策 ●

1. 下請代金法の執行

下請中小企業の利益を保護するため、公正取引委員会及び中小企業庁の密接な協力関係の下、下請代金法の執行に努めた。

2009年度においては、公正取引委員会及び中小企業庁が事業者に対して書面調査等を実施した（下記「下請代金法に基づく取締状況」参照）。

また、公正取引委員会では2009年度の書面調査等に基づいて収集した情報を基に、過去に違反行為が多くみられた道路貨物運送業など5業種について実地調査の割合を増やし、重点的な調査を実施した。このほか、2005年度から2007年度に勧告を行った案件の中から、親事業者による下請法遵守状況についてフォローアップ調査を実施した。

さらに、中小企業向け年末対策として、同様の改善指導を2回連続で受けている等の親事業者35社に対し、中小企業庁及び経済産業局幹部が特別事情聴取を実施し、法令遵守を促した。

加えて、2009年11月20日には下請取引の適正化を要請する経済産業大臣及び公正取引委員会委員長

連名の通達を親事業者代表取締役（29,648社）及び関係事業者団体代表者（701団体）あてに発出し、さらに、年度末に向けた追加中小企業対策として、再度、2010年3月11日付けで経済産業大臣及び公正取引委員会委員長連名の通達を関係事業者団体代表者（662団体）あてに発出し、同法の周知徹底を図った。

2. 相談体制の強化と下請取引適正化に関する普及啓発等

- (1) 全都道府県に設置した下請かけこみ寺において、企業間取引に関する相談に対応した。2009年度の相談件数は2月末まで4,668件と前年に比べて大幅に増加した。中小企業向け年末対策として、無料相談に応じる弁護士を164名から400名超に増員し、相談体制の強化を図った。また、法令違反を未然に防ぐため、各種講習会を開催した。親事業者の調達担当者を対象とした講習会を93回、経営者を対象としたものを47回実施したほか、大都市以外の246市町において、講習会と無料相談会を開催する地域巡回セミナー事業を実施した。【2009年度予算：7.0億円の内数、第一次補正予算：1.0億円】
- (2) 下請代金法等を普及啓発する観点から、親事業者等を対象として、下請法の講習会等を開催した。【2009年度予算：0.2億円】

〔講習会開催実績〕

下請取引適正化推進特別月間（6月）	公正取引委員会、中小企業庁主催	全国10会場
下請取引適正化推進月間（10月）	公正取引委員会、中小企業庁主催	全国58会場
公正取引委員会主催による中小事業者のための移動相談会	公正取引委員会主催	全国36会場
業種別講習会（コンテンツ制作業界向け、製造業者向け）	公正取引委員会主催	全国11会場

3. 下請中小企業の振興

下請中小企業の振興を図るため、以下の事業を実施した。

- (1) 取引あっせん、商談会による販路開拓支援 【2009年度予算：0.5億円】

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）（<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>）」により、自社の希望する業種、設備、技術などの条件に合った製造委託等の企業間取引の受発注情報の提供を行った。2009年11月末現在の登録企業数は21,580社であり、2009年4月から2009年12月までの取引あっせん件数は23,267件に上った。また、広域的な新たな販路開拓を支援するため、緊急広域商談会を4会場で開催した。

- (2) 下請中小企業への配慮要請等 【2009年度予算：7.0億円の内数】

下請中小企業の経営基盤の強化を図るため、下請事業者及び親事業者がよるべき一般的基準（振興基準）等について、下請取引改善講習会等で周知を図った。また、下請中小企業への配慮を行うよう、2009年11月20日付けで関係事業者（800団体の代表者）に通達を発出した。さらに、年度末に向けた中小企業向け追加対策として、再度、3月11日付で関係事業者団体に通達を発出、取組状況について報告を求めた。

4. 独占禁止法による不正な取引方法の規制

不正な取引方法を含む独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するとともに、違反行為を未然に防止する観点から、中小企業からの不正な取引方法に関する相談に積極的に応じた。優越的地位の濫用

に係る取組として、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合に、その調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的として、公正取引委員会に「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、問題事案の審査に当たっている。

また、百貨店等の大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法（以下「大規模小売業告示」という）を指定し、当該取引の公正化を図っているところ、大規模小売業告示の遵守状況及び大規模小売業者と納入業者との取引の実態を把握するため、大規模小売業者350社、納入業者6,000社に対する書面調査を実施した。荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法（以下「物流特殊指定」という）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っているところ、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引の実態を把握するため、荷主8,426社、物流事業者11,621社に対する書面調査を実施した。

【講習会開催実績】

業種別講習会（物流事業者と取引のある荷主向け、金融機関向け）	公正取引委員会主催	全国9会場
--------------------------------	-----------	-------

下請代金法に基づく取締状況

〈公正取引委員会〉

	平成21年度 (上期)	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	(A) - (B)
書面調査 (親事業者)	36,342社 (21年度通年)	34,181社	30,268社	+ 3,913社
書面調査 (下請事業者)	201,005名 (21年度通年)	160,230名	168,108名	- 7,878名
勧告	8件	15件	13件	+ 2件
指導	1,960件	2,949件	2,740件	+ 209件
返還を行った親事業者数	23社	50社	46社	+ 4社
返還を受けた下請事業者数	775名	2,022名	3,736名	- 1,714名
返還総額	2億8,881万円	29億5,133万円	10億8,804万円	+ 18億6,329万円
支払を行った親事業者数	29社	39社	68社	- 29社
支払を受けた下請事業者数	1,246名	1,456名	3,525名	- 2,069名
支払総額	5,611万円	2億3,481万円	7,244万円	+ 1億6,237万円

〈中小企業庁〉

	平成21年度 (上期)	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	(A) - (B)
書面調査 (親事業者)	39,557社 (21年度通年)	27,743社	18,241社	+ 9,502社
書面調査 (下請事業者)	189,764社 (21年度通年)	174,410社	112,636社	+ 61,774社
立入検査	460社	1,117社	979社	+ 138社
改善指導	439社	1,004社	903社	+ 101社
警告文発出	3,187社	8,329社	6,954社	+ 1,375社
返還指導	106社	270社	238社	+ 32社
返還総額	約2億5,300万円	約12億4,500万円	約2億3,100万円	+ 10億1,400万円
公正取引委員会への措置請求	1社 (21年度12月末現在)	4社	1社	+ 3社

■ 第3節 経営安定対策

中小企業の経営の安定を図るため、小規模企業の個人事業主又は会社等の役員に対して廃業や転業等をした場合等に共済金を支給する小規模企業共済制度及び中小企業の連鎖倒産を防止するための共済金の貸付けを行う中小企業倒産防止共済制度の両共済事業の着実な運営と推進を行った。

災害・倒産対策としては、「2009年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨」を激甚災害に指定し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく中小企業関連特例措置を適用するとともに、災害復旧貸付の金利引下げ措置を行った。また、商工会議所、都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付の適用等を行った。

● 具体的施策 ●

1. 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。2009年12月末現在で121万人が在籍しており、2009年度の新規加入者は3.7万人に上った。

2. 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権が回収困難となった場合に備えて、回収が困難になった売掛金債権相当額と積み立てた掛金総額の10倍（上限額は3,200万円）のいずれか少ないほうで、共済金の貸付けが受けられる制度である。2009年12月末現在で29.7万社が在籍しており、2009年度の新規加入者、新規貸付金額はそれぞれ、2.4万社、286億円となっている。

3. 経営安定特別相談事業【2009年度予算：0.4億円】

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に設置されている「経営安定特別相談室」において倒産防止に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう、日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を支援した。

4. 中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進

災害等による事業の中断を最短にとどめ、早期に事業復旧するための事前の取組であるBCPについて、新型インフルエンザにも対応できるようパンフレットを作成し、普及を促進した。また、中小企業者が策定したBCPに沿った防災施設の整備に対して日本公庫が低利融資を実施した。2010年3月末現在の融資実績は、59件、88億円に上った。

第2章

雇用を守る

労働者の雇用を守る事業者に対して中小企業緊急雇用安定助成金の活用による支援を行うとともに、中小企業の人材の確保・育成を支援することで、地域・中小企業の雇用を守った。

■ 第1節 人材・雇用対策

景気の変動や経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業の予防や雇用の安定を図るため、休業や出向を行うことにより労働者の雇用維持を図る事業者に対して、雇用調整助成金を支給するとともに、中小企業に特化した制度として、中小企業緊急雇用安定助成金を支給した。

また、中小企業が景気の変化などに的確に対応し、経営の維持発展を図るためには、中小企業の経営者や管理者が必要な知識や手法を学び、経営能力を向上させるとともに、従業員の能力に磨きをかけることが重要である。2009年度の失業率は高水準で推移したが、このような雇用情勢の悪化は、中小企業にとって優れた人材を確保する好機でもある。そのため、普段は大企業に向かいがちな人材や即戦力となる人材と、採用意欲のある中小企業とが会う機会を提供するため、「人材橋わたし」事業を行った。また、職を失った人、これから職を求める学生及び中小企業の従業員が、地域の中小企業が求める人材になるよう、分野ごとに必要となる知識、技能を身につけてもらう実践型研修を実施した。

● 具体的施策 ●

1. 人材対策事業【2008年度第一次補正予算及び2009年度第二次補正予算：150.0億円の内数】

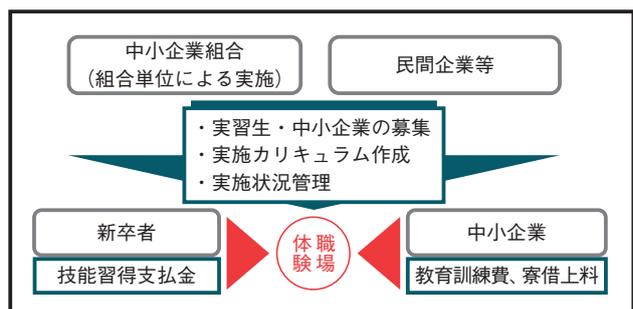
不況期を中小企業が優れた人材を確保する好機と捉え、普段は大企業に向いがちな人材を、地域の中小企業につなげる「人材橋わたし」事業を実施した。具体的には、①全国各地で、大学や高専などの協力を得て行われる、学生や求職者向けに行う合同就職説明会、②学生及び既卒者を対象に地域でがんばる魅力的な企業を訪問する地域魅力発見バスツアーを実施した。さらに、従業員が更なるスキルアップを図り、求職者などが即戦力人材として活躍できるよう、①農商工連携、商業など地域の元気を支える分野、②太陽光パネルの設置、省エネなど需要の拡大を政府が応援する分野、③ものづくり分野などにおいて実践型研修を行った。

2. 新卒者就職応援プロジェクト

【2008年度第一次補正予算及び2009年度第二次補正予算：150.0億円の内数】

明日の安心と成長のための緊急経済対策に基づき、2009年度末の新卒者5,000人を対象に、4月から原則6ヶ月間の職場実習（いわゆるインターンシップ）を行う。受入中小企業には日額3,500円の教育訓練費及び寮費（必要な場合）、実習生には日額7,000円の技能習得支援金を支給するとともに、キャリアカウンセラー等の専門家が職場実習を支援する。

事業イメージ図



3. 中小企業ものづくり人材支援事業【2009年度予算：3.8億円】

中小企業の人材育成・確保を図るため、各地域の産業界・工業高校・行政等の連携による生徒の現場実習や企業技術者の講師派遣等を行うものであり、2009年度においては、国内29地域でその実践的教育プログラムの充実など人材育成支援策を講じた。

4. 労働者の雇用維持対策

【2009年度予算：581.0億円、第一次補正予算：5943.0億円、第二次補正予算：78.0億円】

景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業の予防や雇用の安定を図るため、その雇用する労働者について休業、教育訓練又は出向を行う事業主に対する支援として、雇用調整助成金（大企業事業主向け）及び中小企業緊急雇用安定助成金（中小企業事業主向け）を支給した。

2009年度においては、経済情勢及び雇用情勢の悪化を踏まえ、生産量要件の緩和（※）等更なる見直しを行った。

※「売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ原則として5%以上減少していること」という従来の要件に加え、「売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字である」事業所の事業主についても利用を可能とした。

5. 中小企業の活力を活かした新たな雇用機会の創出支援【2009年度予算：72.6億円】

中小企業が①創業・異業種進出や生産性の向上に伴い労働者を雇い入れた場合、②生産性の向上を図るための設備の設置等を行うとともに、それに係る労働者を雇い入れた場合の他、③中小企業の団体が雇用管理の改善の取組を行った場合についての助成等を行うことにより、雇用機会の創出の担い手である中小企業における人材の確保、魅力ある職場作り等を支援した。

また、今後成長・発展が期待される新規・成長分野における新たな雇用機会の創出とそれらの分野への円滑な労働移動を図るため、ベンチャー企業等の活力ある中小企業を含めた新規・成長分野の企業等に対し、相談援助や各種セミナー等を通じた情報提供等の支援措置を実施した。

6. 地域再生中小企業創業助成金【2009年度予算：27.0億円】

地域雇用創造の核となる産業において新たな雇用創出を支援するため、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、当該地域における重点分野で創業する事業主に対し、創業経費及び雇入れについて助成を行う地域再生中小企業創業助成金を支給した。

7. キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業【2009年度予算：1.2億円】

地域の中小企業への職場体験等、民間のアイデア・経験を活用したキャリア教育を実現するため、学校と企業との仲介役となるコーディネーターを育成・評価する事業について、実施地域を8地域から9地域に拡大して実証を行った。

8. 中小企業大学校における人材育成事業【交付金】

全国9か所にある中小企業大学校を活用して、①中小企業支援人材の能力向上のための研修を実施す

るとともに、②中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修を実施した。2008年度は、研修を835回実施し、受講者数は23,483人に上った。

9. ジョブカフェ事業【2009年度第一次補正予算：4.9億円】

雇用ミスマッチ解消のため、ジョブカフェを通じた中小企業の人材確保支援事業へ支援を行った。2009年度2月末現在の実績は、延べ利用者数82.4万人、新規登録者数9.1万人、就職者数3.8万人に上った。

10. 人材投資促進税制【税制】

中小企業の人材投資を加速させるために、中小企業者の当該事業年度の労務費に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額の8～12%に相当する額を税額控除する人材投資促進税制について、適用期限を2年延長した。

第3章

仕事を創る

■ 第1節 技術開発の促進

我が国製造業の国際競争力の強化及び新事業創出のため、中小企業の有する優れたものづくり基盤技術の高度化を図ることが重要である。このため、将来を見据えた研究開発の支援を大幅に拡充するとともに、近い将来の仕事づくりのための試作開発等の支援を大規模に実施した。また、新産業の創出につながる新技術開発のための支援を実施した。

● 具体的施策 ●

1. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合的支援

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「中小ものづくり高度化法」という）に基づき、指針に沿った研究開発計画について認定を行い、認定された中小企業に対して、戦略的基盤技術高度化支援事業や日本公庫による低利融資、特許料等の減免などの支援を実施した。

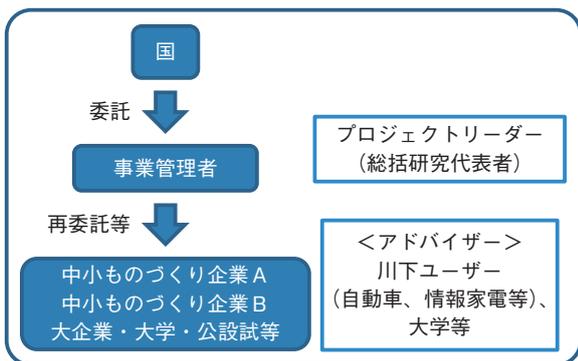
[実績]（2009年4月～2010年3月）

- ・ 研究開発計画の認定：655件（累計1,440件）
- ・ 戦略的基盤技術高度化支援事業の新規採択件数：297件
- ・ 融資実績：70件（累計362件）

2. 戦略的基盤技術高度化支援事業【2009年度予算：54.0億円、第一次補正予算132.5億円】

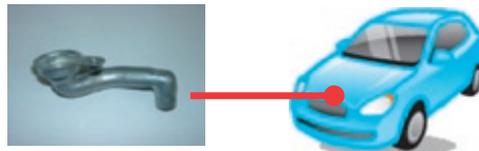
我が国経済を牽引していく重要産業分野の競争力を支えるものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）の高度化等に向け、中小企業が行う研究開発を支援した。2009年度においては、当初予算に加え第一次補正予算にて事業の大幅な拡充を図り、297件の研究開発計画を採択した。

スキーム図



採択例

・管状複雑形状部品の金型プレス加工技術開発



- 金属プレス企業（静岡県）は、地域の大学等と連携して技術開発を実施。
- 従来、溶接・曲げ等の複雑な工程を要した自動車のパイプ部品の、溶接を用いずに金属プレスのみで作成する技術を開発。
- 30%のコストダウンを実現。
- これまで取引のなかった大手自動車メーカーの部品に採用されている。



本事業で開発された機器

3. ものづくり中小企業製品開発等支援事業【2009年度第一次補正予算：572.6億円】

ものづくり中小企業の技術力の維持・向上を図るため、ものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）を活用した試作開発等の取組を支援し、2,282件を採択した。また、自ら開発した製品・技術等について、公設試験研究機関等による実証・評価を受ける事業に対して支援を行い、705件を採択した。

4. 中小企業技術革新制度（SBIR）に基づく支援

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」という）に基づき、新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標等の方針の作成等により中小企業等への支出の機会の増大を図った。

2009年度においては、技術開発成果の事業化を促進するため、過去SBIRに採択されたすべての企業（約8,000社）の技術力をPRするデータベースを創設した。また、信用保証の特例に係る審査過程を簡略化するなど、事業化支援措置の運用改善に取り組んだ。加えて、SBIR段階的競争選抜技術革新支援事業による研究開発事業を実施した。

5. SBIR段階的競争選抜技術革新支援事業【交付金】

中小・ベンチャー企業の研究開発支援と、その成果が政府調達、新規市場創出につながることを目的に、公的機関の調達ニーズを踏まえた研究開発課題設定を行い、まず研究開発を行うための事前調査（F/S）を実施し、その成果が優れたものを選抜し研究開発（R&D）を実施する段階的競争選抜方式による研究開発事業を実施した。2009年度は、事前調査（F/S）12件、研究開発（R&D）5件を実施した。

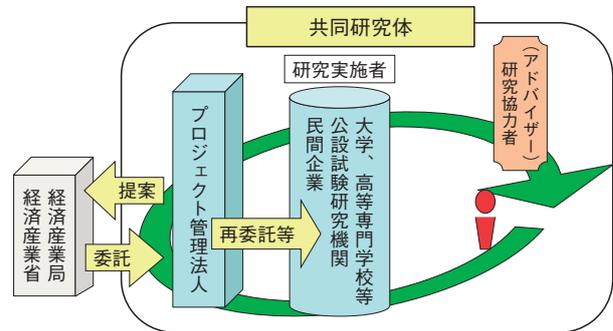
6. 川上・川下ネットワーク構築支援事業【2009年度予算：1.9億円】

基盤技術を担う川上の中小企業と川下産業間の緊密なコミュニケーションを図るため、全国で16の実施団体による川上中小企業と川下産業との出会いの場の創出やネットワーク構築に向けた取組を支援した。

7. 地域イノベーション創出研究開発事業【2009年度予算：65.1億円】

新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るため、地域の産学官の研究体による実用化技術の研究開発を実施した。2009年度は、66件を新規採択した。

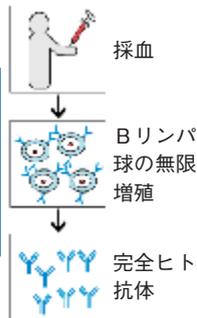
スキーム図



地域の産学官連携による共同研究開発事業の成果例

- ・地域の産学官連携による共同研究開発事業の成果例
医薬素材としての完全ヒト抗体の作製と大量生産システムの確立

○本研究開発では、ヒトのBリンパ球から完全ヒト抗体を作製する新技术を確立しました。この技術により、従来のものより副作用の少ない安全な抗体の開発が可能となり、今後、感染症、癌などの治療薬として期待される。



- ・萩焼の風合いをいかした実用的な高強度・低吸水性陶器の開発

○本研究で開発した、原料の調整技術及び製造技術により、萩焼の風合いを残しつつ、日用食器としても利用可能な高強度と耐久性を実現。さらに日用品としてのデザイン性を加え、汎用的な萩焼の開発を目指す。



高強度萩焼の試作品

8. イノベーション実用化助成事業

【2009年度予算：34.6億円の内数、第一次補正予算：178.8億円の内数】

民間企業等の先端的技術を実用化・事業化し、我が国の産業技術の向上とイノベーションの促進を図るため、研究開発型中小企業等による実用化開発に対して助成支援を行った。2009年度においては、研究開発型中小企業等104件を新規採択した。

9. 大学発事業創出実用化研究開発事業【2009年度予算：21.0億円】

大学等の研究成果を活用して、産学が連携して実施する実用化を目指す研究開発に対して、事業化計画が明確であることなどを要件として、研究開発等に必要な資金の一部を補助するものである。2009年度においては、中小企業を含む27件を新規採択した。

10. 中小企業等製品性能評価事業【2009年度予算：9.8億円、第一次補正予算：9.7億円】

公的研究機関の高度な研究資源を活用した中小企業との共同研究を実施するとともに、中小企業が開発した製品の性能を評価し、評価結果のPR等を行うことで、実証研究から販路開拓までを支援した。

11. 研究開発促進税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】

中小企業者が行う研究開発について、試験研究費の総額の12%相当額等を、法人税額の20%を上限に税額控除できる等の措置である。2008年度より研究開発費を増加させる企業や研究開発比率の高い

企業に対して、追加で法人税額の10%を上限に税額控除できる制度を講じている。2009年の経済危機対策において、試験研究費の総額に係る税額控除制度等を、①2009、2010年度において税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、②2009、2010年度に生じる税額控除限度超過額について、2011、2012年度において税額控除の対象とする措置を講じた。

■ 第2節 官公需対策

景気が悪化する中で、官公需についての中小企業の受注機会の確保については、非常に重要な課題である。このため、関係省庁と連携を図り、「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を2009年6月に閣議決定し、中小企業の受注機会の増大のための措置を規定するとともに中小企業向け契約目標額を約5.2兆円と設定した。併せて、地方公共団体に対して、国の施策に準じて、必要な措置を講じるよう要請するとともに、全都道府県で説明会を開催した。

● 具体的施策 ●

1. 「中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定及び周知徹底

中小企業の受注機会の増大のための措置を規定するとともに中小企業向け契約目標額及び比率を規定するものであり、2009年度においては、目標額を約5.2兆円、その比率を過去最高の52.4%とし、6月12日に閣議決定した。それに伴い、経済産業大臣から各府省の長、各都道府県知事及び政令指定都市の長に対し、「契約の方針」の閣議決定に係る通知を行うとともに、中小企業の受注機会の増大を講じるよう要請した。また、地方における「契約の方針」の周知徹底を図るため、説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を7月から8月にかけて全都道府県で50回開催した。

2. 中小企業の受注機会の増大のための「官公需情報ポータルサイト」【2009年度予算：0.4億円】

中小企業の受注機会増大のための措置として、国、独立行政法人等、地方公共団体がインターネット上で提供している発注情報を、簡易に一括して検索・閲覧することができる「官公需情報ポータルサイト」を構築し、2009年10月に運用を開始した。

第4章

魅力を磨き国内外に発信する

地域資源を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発や魅力ある地域産品の国内外への販路開拓を行った。

■ 第1節 新事業活動の促進

中小企業の新しい事業分野への進出支援は、中小企業のフロンティア拡大、経営力向上を図る上で非常に重要である。このため、普段接点がなく、互いに異なる経営資源を有する中小企業同士の連携や、地域経済の主な担い手である中小商工業者と農林漁業者との連携を推進するとともに、地域に点在する豊かな地域産業資源を活用し、今までにない創意溢れた新事業を創出する取組を行うことは、我が国の

競争力強化に資するものである。

このため、中小企業新事業活動促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「農商工等連携促進法」という）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下「地域資源活用促進法」という）による認定に基づいて、補助金、融資等による支援を実施した。

また、このような取組の事業化のためには、開発された魅力ある商品を国内外市場へ発信していくことが重要であることから、国内外の見本市への出展支援や、バイヤー等との商談機会の提供支援等、中小企業による販路開拓の取組を支援した。

● 具体的施策 ●

1. 新連携対策事業【2009年度予算：60.2億円の内数】

中小企業新事業活動促進法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて行う新商品・新サービスの開発等を行う異業種連携事業計画を認定し、補助金、融資、保証の特例等により総合的な支援を行った。2010年3月末までに、702件の異業種連携事業計画を認定した。

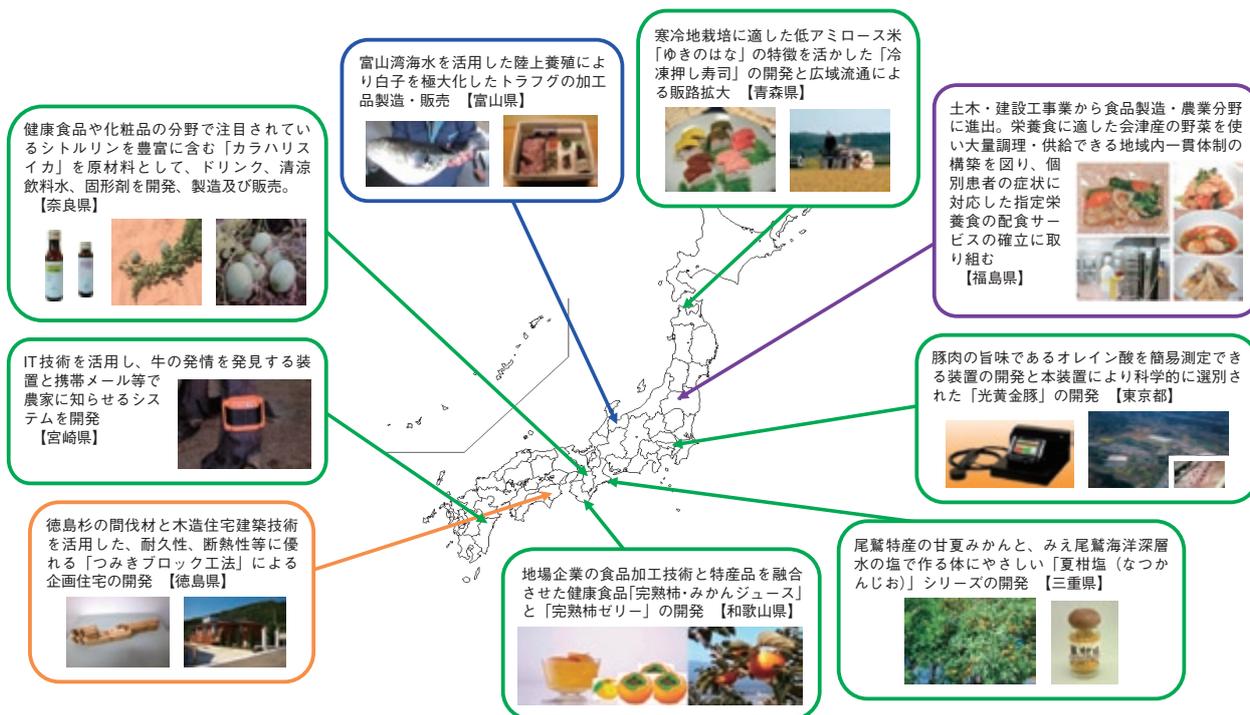
2. 地域資源活用新事業展開支援事業【2009年度予算：60.2億円の内数】

地域資源活用促進法に基づき、地域の優れた資源（産地の技術、地域の農林水産品、伝統文化等）を活用した新商品・新サービスの開発等を行う農商工連携等事業計画に対して認定を行い、補助金、融資、保証、税制の特例等により総合的な支援を実施した。2010年3月末までに、824件の地域資源活用事業計画を認定した。

3. 農商工等連携対策支援事業【2009年度予算：60.2億円の内数】

農商工等連携促進法に基づき、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用した新商品・新サービスの開発等を行う農商工連携等事業計画を認定し、補助金、融資、保証、税制の特例等により総合的な支援を実施した。2010年3月末までに371件の農商工連携等事業計画を認定した。

農工商等連携促進法認定事業計画の例



4. 市場志向型ハンズオン支援事業【2009年度予算：20.8億円、2009年度第一次補正予算：6.9億円】

地方ブロック毎の（独）中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という）支援事務局にマーケティング等に精通した専門家を配置し、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行った。2009年度においては、特に販路開拓支援の強化を図った。2009年度の支援件数は18,806件に上った。内訳は、支援事務局における窓口相談5,473件、事業者の認定計画をサポートするブラッシュアップ支援7,840件、販路開拓支援等のフォローアップ支援5,493件の計18,866件に上った。

5. 植物工場の普及・拡大【2009年度第一次補正予算：50.2億円】

植物工場の普及拡大に向け、課題である植物工場関連機器の基盤技術の開発、技術指導、人材育成等を行うための施設及び設備等の整備を補助した。また、植物工場の認知度向上のため、全国の公共機関や商店街等にモデル施設を設置する等の普及イベントを展開した。

6. 小規模事業者新事業全国展開支援事業（地域資源∞全国展開プロジェクト）

【2009年度予算：24.6億円】

地域の小規模事業者による全国規模のマーケットを狙った新事業展開を促進するため、商工会議所・商工会等が小規模事業者等と協力して行う地域の資源を活かした新商品の開発や全国的な販路開拓、観光資源開発といった取組に対して幅広く支援した。2009年度は241件を採択した。

7. 広域・総合観光集客サービス支援事業【2009年度予算：3.2億円】

国際競争力のある観光・集客サービス産業を構築するため、地域の特色ある産業等を観光・集客資源

として活用し広域的かつ総合的に行われる取組に対して支援策を講じた。2009年度は5件を採択した。

8. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【交付金】

地域経済を支える農林漁業者等や中小企業者の、農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等や、魅力ある隠れた地域産品等について、全国規模での展示会、商談会等の開催を通じて、首都圏等のバイヤー等との商談機会を提供し、全国規模での販路開拓・拡大を目指すことにより、地域経済活性化の推進を図った。

	出展企業数	来場者数
中小企業総合展2009in東京	514社	46,437人
NIPPON MONO ICHI	53社	約3,800人
地域資源セレクション	64社	24,255人
ベンチャーフェアJAPAN2010	196社	29,610人

9. 地域産品販路拡大のための販売スペース設置事業【2009年度第一次補正予算：5.4億円】

国内主要都市の百貨店や大規模小売店舗に中長期間にわたり、販売スペースを設置し、地域資源・農商工等連携等で開発された商品の販路開拓の機会提供を実施した。スペース設置期間は3ヶ月から6ヶ月の間で、全国11都市の14店舗にて実施した。

販売スペース設置事例



・インターネット及び、地方公共団体、商工会議所、商工会、信用金庫等を通して一般から広く出店を募集し、5-7坪のスペースにおいて、出店希望があった企業を一定基準による審査を行い、2週間から1ヵ月間陳列を実施。

10. にっぽんe物産市プロジェクト【2009年度予算：2.7億円】

ITを活用して、地域生産者と消費者を結ぶ“つなぎ手”（地域プロデューサー）をネットワーク化し、その能力開発の場と販売機会を提供することで、全国各地に眠っている地域産品の販路拡大を目指した。

11. 農商工連携案件発掘推進事業

優れたものづくり技術を有する中小企業者と、地域を支える農林漁業者との出会いの場を設定し、意見交換や個別商談など等を通じたビジネスマッチングを推進することで新事業の創出を支援した。2009年度においては16回のマッチングイベントを開催した。

12. 農商工連携等人材育成事業【交付金】

農林水産物の生産から加工・流通、消費者ニーズを踏まえた販路開拓までを1つのビジネスサイクルととらえ、農商工連携を戦略的に展開する人材を育成するため、農商工連携に必要な知識に関する講義

研修や、現場体験・事例研究等の実地研修を実施した。全国で98の機関が研修を実施し、延べ4,000人超が受講した。

13. ITの活用による農商工連携促進【2008年度第一次補正予算：1.0億円】

電子タグ、電子商取引等のITを活用し、農産品等を始めとした地域製品の安全・安心情報を消費者まで効率的に提供できる仕組みや、商業者等との効果的な連携を実現するための仕組みを全国6地域で展開した。

14. 経営革新支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や税制上の特例等の支援策を通じその事業活動を支援した。2009年12月末までに、39,439件の計画が承認された。

15. 販路開拓コーディネーター事業【交付金】

中小企業新事業活動促進法に基づいて経営革新計画の承認を受けた中小企業等に対し、中小機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）が新たな市場開拓に繋げるための支援を行った。2009年3月末までに、延べ1,380件の相談に応じ、423件の支援を行った。

16. 地域中小企業応援ファンド

中小機構、都道府県及び地域金融機関が一体となって創設したファンドにより、地域資源の活用や農商工連携等により創業、経営の革新を目指す中小企業等を支援する。地域中小企業応援ファンドは、2010年2月までに、40の地方公共団体において46件創設され、ファンド規模は総額で2,701億円に上った。農商工連携型地域中小企業応援ファンドは、2010年2月までに、24地方公共団体において24件創設され、ファンド規模は総額で576億円に上った。

17. 産業クラスター計画【2009年度予算：11.3億円】

全国18のプロジェクトで、新事業に挑戦する地域の中堅・中小企業約10,200社、290校を超える大学等による産学官のネットワークを形成し、新事業創出に向けた活動を支援した。

18. 地域における企業立地の促進【2009年度予算：43.9億円】

地域が自らの特色をいかした企業立地を促進し、地域産業活性化を目指す取組を支援するため、税制上の特例措置や工場立地法の特例措置、日本公庫を通じた中小企業向け低利融資、ワンストップサービスの提供や人材育成・施設設備に対する予算措置、企業立地に係る地方交付税措置など総合的な支援を行った。

制度面の整備に関しては、企業立地促進法の改正により2009年度から特別償却措置の対象に窯業・土石製品製造業（炭素繊維製造業を含む）を追加した。

19. 地域イノベーション創出共同体形成事業【2009年度予算：8.8億円】

地域の中堅・中小企業の技術的課題等の解決のため、地域のイノベーションを担う研究機関等が協働してワンストップで支援を行う体制を整備した。

20. 伝統的工芸品産業振興関連補助事業【2009年度予算：10.2億円】

伝統的工芸品産業の振興のため、人材育成事業や需要開拓等事業、普及推進事業などを実施した。

■ 第2節 海外への市場開拓支援

規模や業種の別を問わず、経営革新の一環として国際展開に取り組む企業が増加している中で、中小企業は、情報、ノウハウ、人材、資金等の経営資源が大企業に比して不足しており、海外展開に困難を伴う。こうした経営資源の不足を補うために、海外情報の提供や見本市への出展支援、相談会の開催等を行うとともに、地域商品のブランド確立・展開を支援した。

● 具体的施策 ●**1. JAPANブランド戦略展開支援事業【2009年度予算：12.1億円】**

地域商品のブランド力（JAPANブランド）確立を目指し、地域の中小企業等と外部から招聘した輸出産品プロデューサー等が丸となって行う取組に対し、ブランド創成から発展に向けた段階的支援を実施した。また、JAPANブランドの海外販路開拓を戦略的に支援するための全国事務局を設置し、情報発信・広報等の戦略的プロモーションを行うとともに、バイヤーとのマッチングや、テストマーケティング等を行った。2009年度においては、70件のプロジェクトを採択した。

主な採択プロジェクト**◆KYOTO PREMIUM／京都商工会議所（京都府）**

京都の染織・繊維技術・素材を活かし、和の伝統と現代の生活スタイルを融合させた新たな商品群（西陣クッション・友禅バッグなど）を開発。



フランス・パリのメゾン・エ・オブジェでは、最もハイグレードなエリア「インテリアシーン」への、関係者から絶賛されるなど、国内外で高い注目を集めている。

**◆YAMANAKAブランド／山中商工会（石川県）**

山中漆器の伝統技術をもとに、カナダ及び欧州市場向けに新製品を開発。デザインはイタリア在住の日本人デザイナーが担当。



新ブランド「NUSSHA」を展開。フランスの「メゾン・エ・オブジェ」に継続的に出展。欧州の有名百貨店等から



多くの引き合いがあり、日本国内を始め、世界十数カ国で販売中。

2. ジェトロによる中小企業の海外展開支援【2009年度予算：26.3億円、第一次補正予算：6.3億円】

（独）日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）において、中小企業の海外展開を支援するため、海外展示会の開催や見本市への出店、海外における我が国の中小企業の知的財産の保護、輸出促進のためのアドバイス支援、国内外企業の交流会の開催、海外展開する上での情報提供などを行った。

ジェットロによる海外見本市の例

○メゾン・エ・オブジェ（インテリア雑貨分野において世界でも注目される見本市の一つ）

開催地：パリ
分野：インテリア関連ギフト、ホームテキスタイル製品、テーブルウェア等
開催期間：2009年1月23日～27日（5日間）
来場者数：75,755人（展示会全体）
出展支援実績：21社・6団体



○HOFEX2009（香港で最大級の食品・飲料関連専門見本市）

開催地：香港
分野：食品・飲料
開催期間：2009年5月6日～9日（4日間）
来場者数：32,479人（展示会全体）
出展支援実績：15社・団体



3. 中小機構による中小企業の海外展開支援【2009年度予算：1.0億円】

中小企業が海外展開を円滑に推進できるよう、経営支援の観点から海外展開のノウハウや貿易・取引等の情報を整備し、ワークショップの開催支援（2010年3月末現在、32件）、情報提供ウェブサイト（同：アクセス339,928件）等を通じて提供した。

4. 日本商工会議所による中小企業の海外展開支援【2009年度予算：0.5億円】

中小企業が海外事業で直面している問題の改善を図るため、海外6ヶ所で現地政府等へ問題改善を働きかけた。2009年12月末時点で、約90件の要望を行い、約50件の改善が見られた。

5. 海外情報提供事業【2009年度予算：0.7億円】

外交関係のない台湾において我が国の中小企業の貿易経済関係を円滑に維持するために、専門家を派遣して情報収集・調査をし、その結果をセミナー・交流会、インターネットなどを通じて広く提供した。

6. 中小企業国際展開等円滑化推進事業【2009年度予算：2.4億円】

製造業を中心とする我が国の中小企業の円滑な国際展開を支援するにあたり、日本企業の海外現地法人の技術力や経営管理能力向上に向けた研修や専門家派遣等による人材育成支援を行った。

7. 海外展開資金【財政投融资】

中小企業が海外展開に必要な長期資金を調達できるよう、日本公庫による融資を行った。2009年度は、貸付対象の見直し、設備資金における外、運転資金の資金用途を追加、無担保時の金利引下げ（最大0.3%）を実施した。2010年3月末現在で2.2億円を融資した。

8. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険の利用者を拡大するため、貿易保険を利用する際に必要な取引先の信用情報の提供について、2008年10月より1社当たり3件までを上限として、（独）日本貿易保険がその費用を負担する措置を講じていたが、その期間を2009年10月以降も延長することとした。2010年3月末現在で234社、423件の利用があった。

9. 地域産業集積海外展開支援事業【2009年度第二次補正予算：4.9億円】

地域の産業集積が有する潜在力を活かし、海外市場の開拓・獲得のために行う、海外展示会の出展やミッション派遣など、海外販路開拓のための活動を支援した。

第5章

暮らし・地域に潤いを与える

第5章

商品の売買をする行為にとどまらず、地域コミュニティの担い手である商店街の活性化を支援することで、地域のくらしを支えた。

■ 第1節 商店街・中心市街地活性化対策

昨今の商店街は、市場競争の激化や消費者ニーズの多様化が進む中で、後継者不足等の構造的な課題を抱えている。その中で、一昨年来の世界的な経済危機による消費の冷え込みにも直面し、非常に厳しい環境にある。

一方で、地域に根ざした存在である商店街に対しては、子育てや高齢者の生活を支えるなど、地域社会からの様々な要請を実現する場としての利便を提供する、いわば「地域コミュニティの担い手」としての役割・機能を発揮していくことが期待されている。

こうした状況を踏まえ、地域住民に役立ち、地域の魅力を発信する「商店街ならではの」取組を支援することで商店街を活性化することを目的として、2009年3月に、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下「地域商店街活性化法」という）案を国会に提出、2009年7月に全会一致で可決・成立した。併せて、商店街支援策強化の一環として、全国の商店街の人材育成など、個々の課題に対応するきめ細やかな支援を実施するため、商店街支援センターを支援した。

また、商店街振興組合等が行う、少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応する商業活性化の取組や中心市街地の活性化を図ろうとする意欲ある取組を支援した。

● 具体的施策 ●

1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画等を国が認定し、支援措置を講じた。2009年8月1日の施行から、2010年3月末までに33件を認定した。

2. 中小商業活力向上事業【2009年度予算：42.0億円】

商店街等が行う、少子高齢化等の社会課題に対応した商業活性化の取組に対して支援を行った。2009年度は全国で155件の事業を採択した。

社会課題に対応した商業活性化の取組例

ソーラー
アーケード空き店舗を活用した
アンテナショップ空き店舗を活用した
子育て支援施設

インキュベータ施設



AED設置



電子マネー導入

3. 全国商店街支援センターによる人材育成等

全国商店街振興組合連合会等、中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行った。起業支援・個店経営支援、そのほか商店街の活動に関する研修・フォーラム等を、2010年3月末までに全国393ヶ所で行った。

4. 商店街振興組合の活動支援事業【2009年度予算：0.3億円】

全国商店街振興組合連合会が行う、商店街振興組合や商店街振興組合連合会の事業の円滑な運営を図るための指導や情報提供等の取組を支援した。

5. 地域商店街活性化事業【2009年度第一次補正予算：18.7億円】

地域における消費拡大及び商店街等における中小商業の活性化を図るイベント・情報発信事業等を支援した。2009年度は157件の事業を採択した。

6. 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業【2009年度予算：58.0億円】

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地活性化法の認定を受けた基本計画に基づき、商店街、商業者等が実施する商業活性化事業や中心市街地活性化協議会の運営に対して支援を行った。2009年度は88件の事業を採択した。

7. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【交付金】

中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、中心市街地活性化協議会の運営にあたっての相談・情報提供、各ブロック単位での交流会、調査研究等を実施し、中心市街地活性化協議会のネットワーク化に向けた総合的支援を実施した。

8. 商業活性化及び中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業【交付金】

中心市街地活性化協議会、中心市街地内外の商店街が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を3月末までに281地域に派遣した。

9. 中心市街地活性化診断・サポート事業【交付金】

中心市街地活性化協議会・商店街等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー・ミニシンポジウムや、診断・アドバイスを3月末までに200地域で行った。

10. 中小企業等基盤強化税制【税制】

小売、卸売、特定のサービス業者等が一定の機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置である。2009年度においては、その適用期限を2011年3月31日まで2年延長した。

11. 土地譲渡所得の特別控除【税制】

地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等に土地等を譲渡した者に対して、1,500万円を

上限に譲渡所得の特別控除を行う措置を講じた。

第6章

中小企業の再生・チャレンジを支援する

中小企業の優れた技術などを切り出して立ち直り支援を行うことで、企業の経営力を向上させ、雇用の維持を図った。また、情報の提供や資金の供給による中小企業の創業支援をすることで、我が国経済活動を担う事業者を増やし、活力ある経済を構築した。

■ 第1節 事業再生支援

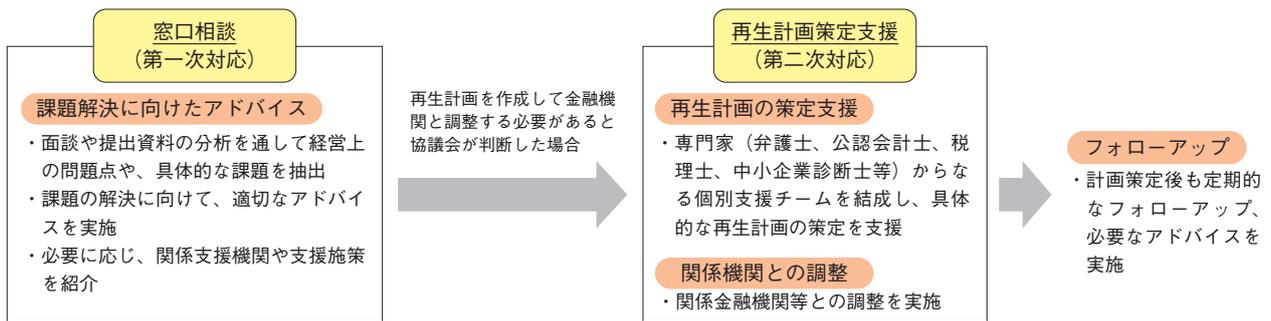
中小企業の事業再生については、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する法律（以下「産業活力再生特別措置法」という）に基づき、中小企業再生支援協議会に常駐する企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が、中小企業再生に関する相談、再生計画の策定等支援を実施した。再生支援協議会においては、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業に対して、常駐専門家と中小企業診断士、公認会計士、弁護士等の外部専門家とで編成される支援チームが、財務面・事業面についての調査（デューデリジェンス）等を行い、再生計画策定と金融機関との調整を支援している。2009年度においては、再生支援協議会の人員増強及びデューデリジェンス費用の増額措置を講じており、2009年12月末現在の実績は、相談件数2,234件、再生計画の策定完了件数317件となった。また、産業活力再生特別措置法において、中小企業承継事業再生計画を創設し、事業の再生を目指す中小企業に対して、当該計画の認定に基づき、①許認可承継の特例、②金融支援、③税負担の軽減措置を講じた。

● 具体的施策 ●

1. 中小企業再生支援協議会【2009年度予算：45.4億円、第一次補正予算：4.7億円】

47都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、財務面・事業面の調査費用及び外部専門家謝金の拡充等により、各協議会による支援を強化し、地域の中小企業・小規模事業者の事業再生に即応できるサポート体制を整備した。また、産業活力再生特別措置法の改正により、各都道府県の中小企業再生支援協議会が、中小機構に設置された中小企業再生支援全国本部に情報を提供する場合の秘密保持義務を例外的に適用除外した。これによって、全国の中小企業再生支援協議会で培ってきた事業再生に関する知識・ノウハウの集約化を図った。さらに、より実行確実性の高い再生計画策定支援を行うため、中小企業再生支援全国本部の専門家による中小企業再生支援協議会への支援を行った。2009年度3四半期までの実績としては、窓口相談数19,572社、再生計画策定支援数2,422社、雇用確保数150,752社となっている。

再生支援の流れ



2. 中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）

産業活力再生特別措置法の改正により、認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従った事業の承継を行った場合に、以下の措置を講じた。

(1) 許認可承継の特例

当該計画に事業の再生の円滑化に特に資するとして定めている許認可の地位の名称を記載しているときは、第二会社が事業の承継とともに、当該許認可の地位を承継。

(2) 金融支援

①第二会社の信用保証の別枠化、②日本公庫から第二会社への特別融資、③中小企業投資育成株式会社による第二会社の株式保有についての資本金に係る上限の引上げを実施。

(3) 税負担の軽減

認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従った事業の承継の際に発生する登録免許税、不動産取得税を軽減。

3. 中小企業再生ファンド

再生に取り組む中小企業の再生計画に必要な資金供給や経営支援を実施するため、中小機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、地域内の中小企業の再生を支援する地域型ファンドや広域的に中小企業の再生を支援する全国型ファンドの組成を促進した。2003年3月の創設以来、2009年度までに19件のファンドが創設され、ファンドの出資総額は561億円に上った。また、投資実績は2009年12月までに140社、約273億円に上った。

■ 第2節 事業承継の円滑化

2008年5月に成立した中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という）等による中小企業の事業承継の総合的な支援を実施した。

特に、2009年度税制改正により創設された非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の基礎となる経済産業大臣の認定を開始するとともに、引き続き事業承継制度の普及啓発等を実施した。

● 具体的施策 ●

1. 経営承継円滑化法による総合的支援

2008年10月に施行された経営承継円滑化法には、遺留分に関する民法の特例を始めとした中小企業の事業承継に関する総合的支援を盛り込んでおり、2009年度においては、民法特例の適用の基礎となる経済産業大臣の確認を16件行った。

2. 事業承継円滑化支援事業【交付金】

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするための実務家ネットワークの構築、施策普及説明会等による中小企業経営者等への普及啓発等を実施した。

3. 事業承継支援センター【2009年度予算：57.9億円の内数】

全国103カ所に整備した事業承継支援センターにおいて、事業承継時に発生する課題に対応したワンストップサービスを提供した。2009年度には6,658件の相談があった。

4. 事業継続ファンド

事業承継問題を抱える中小企業における資金調達の円滑化を図るため、中小機構が民間投資会社や地域の金融機関とともに投資ファンドを組成した。2006年10月の創設以来、2009年2月までに5件のファンドが組成され、ファンドの出資総額は183億円、投資先企業数は14社に上った。

5. 事業承継融資【財政投融資】

日本公庫において、事業承継に要する資金（株式・事業用資産の買取資金等）を必要とする中小企業及び代表者個人に対する低利融資を、2009年度においては182件（117億円）実施した。

6. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）【税制】

2009年度税制改正により創設された事業承継税制は、後継者が経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続、遺贈又は贈与により取得した場合において、その後継者が事業を継続することを前提に、相続税・贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等の一定の場合には猶予税額を免除する制度である。2009年度は事業承継税制の適用の基礎となる認定を開始し、2009年度の実績は、相続税に係る認定153件、贈与税に係る認定29件に上った。

■ 第3節 創業・ベンチャー支援

経営革新・創業活動の支援やそのための事業環境の整備を行うことで、中小企業の新たな価値を生み出し、多様で活力ある中小企業の成長発展を促す観点から、創業者向けの創業塾や新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象に経営戦略の知識・ノウハウの体得を支援する経営革新塾を行う創業人材育成事業を実施した。

● 具体的施策 ●

1. 創業塾・経営革新塾【2009年度予算：13.1億円】

創業を考えている個人を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる「創業塾」（30時間程度の短期集中研修）を開催した。また、新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象に、経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援する「経営革新塾」を開催した。2009年度には創業塾・経営革新塾は、それぞれ全国224ヶ所、313ヶ所の商工会議所・商工会において、延べ7,900人、7,300人が参加した。

2. 販路ナビゲーター創出支援事業【交付金】

豊富なネットワークを有する企業OB等を販路ナビゲーターとして登録し、販路紹介や販売代行業務等につなげるための販路ナビゲーターとのマッチングの場を提供した。2009年度は、マッチングプレゼンテーションや専門家派遣等を実施し、支援企業数は131社に上った。

3. 起業支援ネットワークの環境整備【2009年度予算：0.4億円】

起業に向けた活動を行う「起業活動層」が起業する際に必要な情報や経営資源を調達できる環境を整備するため、双方向で情報のやりとりが可能な「起業支援ネットワークNICe（National Incubation Center：ナイス）」をインターネット上で運営した。さらに、当該ネットワークを活用して、効果的な起業支援施策の構築・普及に向けたデータ収集や情報発信等を行った。

4. 女性、若者／シニア起業家支援融資【財政投融資】

多様な事業者による新規事業の創出・育成を支援するため、女性や30歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業して概ね5年以内の者を対象に、日本公庫による低利融資を実施した。1999年の制度創設から、2010年3月末までに、81,514件、4,111億円の融資を実施した。

5. 新創業融資【財政投融資】

新たに事業を開始する事業者や事業を開始して間もない事業者に、日本公庫による無担保・無保証で1,000万円までの融資を実施した。2009年度は融資対象に「地域活性化・雇用促進資金」を追加した。2001年の制度創設から2010年3月末までに、73,149件、2,423億円の融資を実施した。

6. がんばれ！中小企業ファンド

新事業展開や第二創業にチャレンジする中小企業への円滑な資金供給を行うために、中小機構が商社やメーカーなどの目利き能力や販売ネットワークを有する民間パートナーとともに投資ファンドを組成した。2010年1月末までに、25件のファンドが創設され、ファンドの出資総額は441億円、投資先企業数は325社に上った。

7. ベンチャーファンド

主に設立7年未満のアーリーステージにあるベンチャー企業に対する円滑な資金供給を行うために、中小機構がベンチャーキャピタルなどの民間投資会社とともに投資ファンドを組成した。2010年度2月末現在、85件のファンドが創設され、ファンドの出資総額は1,440億円、投資先企業数は2,098社に上った。

8. ベンチャーフェア【交付金】

中小企業の販路拡大、ビジネスパートナーとのマッチングを図るとともに、ベンチャー企業に対する認知度や創業意識を高めることを目的として、中小機構が開催した。2009年度においては、200を超える企業・機関と約3万人の来場者が参加した。

9. エンジェル税制【税制】

創業期のベンチャー企業への個人投資家による資金供給を促進するため、一定の要件を満たすベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡した時点において所得税の減税を受けることができる制度である。1997年の制度創設から、2010年3月末までに、239社に対し、約60.8億円の投資が行われた。

第7章

経営支援体制の充実を図る

中小企業が抱える様々な経営課題に応じるために、中小企業向けの相談体制の充実を図るとともに、生産性向上に向けた経営指導事業を行った。

■ 第1節 相談体制の充実

グローバル化による競争激化やリスクの高まり、少子高齢化による人口構造の変化等の日本経済の大きな構造変化などに適切に対応できていない小規模企業等の今日的課題に対し、全国にある地域力連携拠点において、様々な経営課題に対してワンストップで解決を図る経営支援サービスを実施した。

また、2009年12月と2月から3月にかけて、多様な中小企業支援機関の協力を得て、1カ所で様々な相談を受けつける「ワンストップ・サービス・デイ」を開催した。

● 具体的施策 ●

1. 経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業（地域力連携拠点）【2009年度予算：54.6億円】

全国各地に地域力連携拠点を設置し、小規模企業等が自らの経営課題を把握することを手助けし、経営力の向上や新事業展開（農商工連携や地域資源活用等）、販路開拓、創業・再チャレンジ、事業承継等様々な経営課題に応じて、その解決に向けワンストップできめ細かく支援した。2009年度において、実施機関が全国で316ヶ所から327ヶ所に増加した。2010年3月末現在の相談実績は、316,959件に上った。

2. 「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

資金繰りニーズが高まると予想される年末と年度末に、資金繰りから新たな販路づくり、知的財産の活用、雇用調整助成金などの相談を、一カ所で受け付けるワンストップ・サービス・デイを開催した。2009年12月14日から29日にかけて、47都道府県の62都市で合計96回、2010年3月22日から3月30日にかけて、47都道府県の68都市で95回開催。年度末は1,802件、年度末は1,896件の相談があった。

■ 第2節 組織連携化対策

また、中小企業組合が生産性の向上等を図ろうとする活動に対し、中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、巡回指導、組合設立相談等を行うとともに、中小企業が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓や単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について活路開拓事業による補助事業を行った。

● 具体的施策 ●

1. 中小企業組合に対する支援【2009年度予算：11.6億円】

都道府県中小企業団体中央会と全国中小企業団体中央会が、中小企業者をメンバーとする組合の設立指導や、組合の運営に関する助言や情報提供などを通じて、中小企業組合等を支援した。

2. 外国人研修・技能実習制度適正化指導事業【2009年度予算：0.5億円】

外国人研修・技能実習生共同受入事業を行っている組合に対して、都道府県中小企業団体中央会指導員等が中小企業診断士、経営コンサルタント等の外部有識者とともに個別に調査を行い、運営が適切に行われていない場合には改善措置を指導した。

3. 高度化融資による設備資金の支援

中小企業協同組合などの中小企業が単独では行えないような大規模な設備投資を共同で行う場合に、都道府県や中小機構が中小企業を支援するための施設整備を行う第三セクター（株式会社及び公益法人）や、事業協同組合に対して長期・低利の融資を行った。2008年度末までの累積貸付実績額は3兆5,701億円、累積貸付先数は20,121カ所、2008年度の貸付残高は7,127億円、貸付先数は1,652件に上った。

第8章

特定の業種における中小企業を支援する

■ 第1節 中小農林水産関連企業対策

● 具体的施策 ●

1. 中小農林水産関連企業の近代化

(1) 木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業【2009年度予算：5.0億円】

外材から国産材への原料転換を図るために必要な加工設備の導入や経営の安定等に必要な資金の借入に対する利子助成と品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するための機械設備の導入等に対する利子助成やリース料への助成を行った。

(2) 食農連携促進事業【2009年度予算：8.0億円、第一次補正予算：3.6億円】

農商工連携の取組を推進するため、地域の幅広い食品産業、農林水産業等の連携を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大等の取組への支援を行った。

(3) 食農連携促進施設整備事業【2009年度第一次補正予算：14.8億円】

農業者と食品産業事業者が安定的取引関係を確立し、地域の資源である農産物を活用した新商品等の事業化を促進するため、食品の加工・販売のための施設や農業用機械施設等の整備への支援を行った。

(4) 競争的資金等により、以下の事業を実施した。

①イノベーション創出基礎的研究推進事業【2009年度予算：68.0億円】

農林水産業・食品産業等のイノベーションにつながる技術シーズの開発及び開発された技術シーズを実用化に向けて発展させるための研究開発を推進するとともに、ベンチャーの育成に資する研究開発への支援を行った。

②新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業【2009年度予算：65.2億円】

農林水産業・食品産業の発展や地域の活性化に資するため、農商工連携にも配慮しつつ産学官連携による実用化に向けた技術開発を推進した。

③民間実用化研究促進事業【2009年度予算：9.0億円】

農林水産業、飲食物品産業、醸造業等の発展に資する画期的な生物系特定産業技術の開発を促進することを目的として、民間における実用化段階の研究開発への支援を行った。

(5) 食品産業HACCP等普及促進事業【2009年度予算：1.8億円】

中小規模の食品製造業において、原料受入から最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を常時監視・記録する工程管理の手法であるHACCP（危害分析・重要管理点）手法の導入を促進するため、責任者・指導者養成研修や、消費者団体と連携した普及・啓発等の取組を推進した。

(6) 水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業【2009年度予算：1.1億円】

漁船、市場、加工場など水産物流通の全段階を通じたHACCP手法の導入や、欧米等への輸出を目指す水産加工場等へのHACCP手法の導入を支援した。

(7) 日本公庫による各種融資【財政投融資】

①特定農産加工業者の経営改善、②食品産業、品質管理高度化のための施設整備、③特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進、④食品製造業者等と農林漁業者等の安定的取引関係構築及び農林漁業施設の整備等、⑤乳業施設の改善、⑥水産加工業の体質強化等の推進に対して融資した。

2. 食料、木材の流通の合理化

(1) 食品小売機能高度化促進事業【2009年度予算：3.3億円】

消費者ニーズに適確に対応し、食品販売サービスの機能強化等を図るため、中小食品小売業者における食品の製造・加工販売や産直、宅配サービスへの取組等に必要な設備・機器のリース方式による整備を支援した。

(2) 食品産業表示推進事業【2009年度予算：0.2億円】

原産地表示のためのガイドラインにより自主的に原料原産地表示を進めようとする食品産業界の事業者に対し、ガイドラインに基づく原産地表示が促進されるよう普及を推進した。

(3) 森林・林業・木材産業づくり交付金による木材産業の体制整備への支援【交付金】

地域の中小製材工場が中核工場と連携した生産品目の転換等のための施設や製紙用間伐材チップの安定供給体制整備を図るための施設整備等に対し支援を行った。

品質・性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給する流通・加工施設の設備や乾燥材供給体制の整備、新たな総合利用システムのモデル的構築を図った。

(4) 食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業【2009年度予算：0.4億円】

民間団体を通じ、食品小売業者が、適正仕入れ等を実現するコスト縮減のビジネスモデルの実証・普及を行うとともに、農林水産物について、産地の特徴に関する情報、食育の知識などを消費者にわかりやすく、的確に伝達する取組を支援した。

(5) 食品流通高付加価値モデル推進事業【2009年度予算：0.2億円】

民間団体を通じ、食品小売業者や商店街振興組合等が、生産者団体等と連携して、食品小売業者や商店街の活性化を図るため、地域農水産物を活用したオリジナル商品開発等付加価値の向上を図る取組を支援した。

(6) 食品流通構造改善事業【財政投融资】

食品販売業者等に対し、日本公庫から融資した。

(7) 乳業再編整備等対策事業【交付金】

乳業工場の広域的な再編・合理化の更なる促進を図るとともに、高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への生産集約等に対して助成した。

(8) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金による融資

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資した。

■ 第2節 中小運輸業対策

● 具体的施策 ●

1. 倉庫業の近代化

経済・社会環境の変化の中で高度化する物流ニーズに対応すべく、施設の近代化及び物流機能の高度化、倉庫の集団化事業の推進を行った。

2. 自動車分解整備事業の支援

自動車分解整備事業の近代化に必要な資金調達の円滑化を図るため、自動車整備近代化資金制度の適正な活用により、債務保証及び利子補給を行った。

3. 内航海運・国内旅客船事業対策

(1) 内航海運省エネ化促進調査事業【2009年度予算：0.5億円】

燃費向上・二酸化炭素削減効果のある個別の船舶の省エネ診断方法確立の取組を支援するとともに、省エネ効果・環境負荷低減効果の高い船型の調査・開発を行った。

(2) 省エネ等運航合理化支援・輸送サービスに向けた実証事業【2009年度第一次補正予算：29.9億円】

国内海上運送の運航の効率化・高度化又は輸送サービスの向上等活性化に資する効果の高い取組について実証事業を行い、その普及を図った。

(3) 内航海運暫定措置事業

内航海運暫定措置事業の円滑かつ着実な実施を図るため、同事業に要する資金について政府保証

枠の設定による支援措置を講じた。

(4) 内航海運老齢船処理事業

安全性・環境性能に劣る老齢船を市場から撤退させ、より安全で低廉なサービスの実現、質の高い市場での競争を通じた活性化等を行うため、同事業に要する資金について政府保証枠の設定による支援措置を講じた。

(5) 船舶共有建造制度を活用した環境にやさしく効率性の高い内航船の建造促進【2009年度第一次補正予算：250億円】

内航海運業の活性化を図るため、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用し、スーパーエコシップ等の環境にやさしく効率性の高い船舶の建造を促進した。スーパーエコシップについては、2010年1月現在、10隻が就航済みであり、12隻が建造中である。

4. 中小造船業・船用工業対策

緊急保証制度の特定業種指定を受け、経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組んだ。また、経営技術の近代化及び労働災害の防止を推進するとともに、船舶からの二酸化炭素排出削減に向けた省エネルギー技術等の開発及び実用化を推進した。

■ 第3節 中小建設・不動産業対策

● 具体的施策 ●

1. 建設業における人材確保・育成

- (1) 建設産業の将来の人材の確保・育成を図るため、建設技術者・技能者による学校での生徒への講義や実践的指導など、地域の建設業界と工業高校等が連携した取組（6地域）に対し支援を行った。（文部科学省との連携事業）【2009年度予算：0.2億円】
- (2) 建設技能者の確保・育成や建設技能の円滑な承継を図るため、複数の建設事業者等が実施する、女性技能者などの新たな担い手の確保・育成、熟練技能者の活用や若年者への技能承継を図る取組など（11事業）に対して支援を行った。【2009年度予算：0.2億円】
- (3) 建設生産物の品質の確保、生産性の向上等を図るために、施工現場で中核的な役割を担う登録基幹技能者の確保・育成を推進するとともに、その活用を図るため、一部直轄工事において総合評価落札方式（試行）における評価を実施した。
- (4) 建設現場において「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲を増進し、その社会的評価の向上を図るために、優れた建設技能労働者421名に対し、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）を実施した。

2. 建設業における経営力の強化

- (1) 中小・中堅建設企業が保有する人材や機材、ノウハウ等を活用し、農業・林業・観光・福祉等の異業種との連携により、建設業の活力の再生や地域活性化に資する取組を支援する建設業と地域の元気回復事業を実施した。【2008年度第二次補正予算：35.0億円】
- (2) 中小建設企業の成長分野展開の取組を推進するため、来年度の各省支援制度及び新たな事業分野で一定の成果を上げている建設企業の取組事例に関する情報提供を行った。

- (3) 中小・中堅建設企業からの複雑かつ高度な経営相談に対応するための建設業緊急相談窓口の設置や企業への専門家の派遣を行うとともに、関係省庁と連携して行っているワンストップサービスセンター事業を実施した。【2009年度予算：4.7億円】

3. 建設業における金融の円滑化

- (1) 建設業の資金調達の円滑化を図るため、建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進すること等を内容とした地域建設業経営強化融資制度を実施した。本制度を利用する建設企業は、国の助成により、金利負担等の軽減が図られる。
- (2) 下請建設企業又は資材業者の資金繰りの円滑化等を図るため、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等債権をファクタリング会社が買い取る場合に、買取り時における下請建設企業等の金利負担を軽減するとともに、買い取った債権の回収が困難となったため発生した損失を補償することにより、ファクタリング会社の積極的な債権の買取りを促進する下請資金繰り支援事業を創設し、2009年7月から開始した。【2009年度第一次補正予算及び第二次補正予算：37.0億円】
- (3) 下請建設企業又は資材業者の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払をファクタリング会社が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担を軽減するとともに、保証された債権の回収が困難となった際の保証債務の履行のためファクタリング会社に発生する損失を補償することにより、下請建設企業等の有する債権の保全を促進する下請債権保全支援事業を創設し、2010年3月から開始した。【2009年度予算：46.9億円】

4. 不動産業者に対する金融措置

(財) 不動産流通近代化センターによる中小不動産業者の協業化円滑化資金、共同施設資金等、事業者団体等の協業化のための資金等についての債務保証及び利子補給を行った。

5. 地域の中小住宅生産者の近代化・活性化【2009年度予算：1.9億円の内数】

地域の中小住宅生産者の近代化・活性化を進めるため、住宅市場整備等推進事業を推進し、技術開発、技能者育成などに対し、支援等を行った。

6. 不動産流通市場の整備【2009年度予算：0.1億円】

指定流通機構制度のより一層の普及を図るため、同制度に対する消費者の認知度や関心度を高めるとともに消費者から信頼を得ることが必要であり、指定流通機構（レイズ）が保有する不動産取引価格情報を活用した情報提供の取組を支援し、不動産流通市場の一層の整備を促進した。

■ 第4節 生活衛生関係営業対策

● 具体的施策 ●

1. 生活衛生関係営業の振興

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という）の振興を図るため、生活衛生営業指導センターにおい

て、以下の事業を実施した。

- (1) 生衛業における省エネルギー対策を推進するため、各業種ごとのガイドラインの作成等を行う省エネルギー実施促進事業を実施した。
- (2) 生衛業の後継者確保に関する取組を支援するため、若年者の生衛業への就職促進を目的としたインターンシップ制を導入するためのモデル的事業を行う後継者育成支援事業を実施した。
- (3) 大企業の進出等による競争の激化に対して、生衛業がその地域の実情に即した営業形態に転換することを支援するため、検討会の開催、消費者・利用者の意識調査を行うとともに新たに構築された営業形態によるモデル的事業を実施する経営改善推進事業を実施した。
- (4) 生活衛生同業組合連合会等の自主的活動により消費者サービスの向上、地域福祉増進、人材の育成、衛生水準の向上等を図る事業を実施した。
- (5) 商店街等の生活圏単位のまちづくりを支援するための検討会の開催、意識調査、生衛業マップの作成等を行うまちおこし推進事業を実施した。

2. 生活衛生関係営業に対する貸付【財政投融资】

日本公庫及び沖縄振興開発公庫において、振興計画に基づき営業を行う生活衛生関係営業者に対し低利融資を行った。

第9章

様々な観点から中小企業を支援する

■ 第1節 財務基盤の強化

● 具体的施策 ●

1. 中小法人の法人税率の軽減【税制】

中小法人税の軽減税率（年所得800万円以下の部分について適用）について、2009年4月からの2年間の時限的な措置として、本則の22%から18%に引き下げた。

2. 欠損金の繰戻還付制度【税制】

中小法人は2009年2月1日以降に終了する各事業年度において生じた欠損金の繰越還付を受けることが可能となった。

3. 交際費等の損金不算入特例【税制】

法人が支出した交際費等は原則損金不算入とされているが、中小法人が支出した交際費等については定額控除限度額を上限としてその9割の損金算入が認められている。2009年4月10日に取りまとめられた経済危機対策に基づき、当該定額控除限度額を従来の400万円から600万円に引き上げた。

■ 第2節 低炭素化の促進

このところの原油価格低下は、世界景気の急激な悪化に伴うものであり、中長期的なエネルギー価格

上昇傾向には変化がないことを勘案すると、中小企業の低炭素化は強い経営基盤を作るために喫緊の課題となっている。2009年後半以降、WTI原油価格が1バレル70～80ドルの高水準推移し、2008年から京都議定書の第一約束期間がスタートする中、中小企業が地球環境問題への対応や、更なる省エネルギーの推進に取り組むことが重要である。

こうした状況を踏まえ、エネルギー消費の増加が続く業務部門を始め、各部門や中小企業における省エネ対策を促進するため、省エネ設備等の導入に対する支援を行った。

● 具体的施策 ●

1. 国内クレジット制度【2009年度予算：7.7億円、第二次補正予算：2.9億円】

中小企業の削減努力を評価し、これを支援する「国内クレジット制度」においては、その活用に向けて、無料省エネ診断等のいわゆるソフト支援を行った。第10回国内クレジット認証委員会（2010年2月19日開催）までに提出のあった排出削減事業の計画案の件数は、328件、これらの年間削減見込量は、合計約16万t-CO₂に上った。

2. 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関連）【財政投融资】

中小企業の公害対策を促進するため、公害防止用設備を導入する事業者に対して日本公庫による低利融資を行う制度である。2009年度においては、対象設備・利率の一部を見直し、措置期間を2010年3月31日まで延長した。2009年4月から2010年3月末までの融資実績は、214件、68.6億円に上った。

3. 公害防止税制【税制】

中小企業者の公害防止対策に対する取組を支援するため、公害防止用設備についての固定資産税の課税標準の特例及び公害防止用設備を取得した場合の特別償却の措置を講じるものである。2009年度においては、適用期限が到来する対象設備について、その期限を2年または1年延長した。

4. 省エネルギー対策装置の導入【2009年度予算：12.5億円、第一次補正予算：12.7億円】

中堅・中小企業や業務部門を含めた工場・事業場等における省エネ対策を促進するため、専門員等による省エネ技術・設備の導入可能性に関する診断事業、説明会開催等の取組を行った。また、エネルギー消費量を「見える化」する計測監視システムの導入を支援した。併せて、「見える化」されたデータを活用し、実際に空調、照明、給湯設備などを対象に、簡易省エネ診断を実施した。

■ 第3節 IT化の促進

中小企業が競争力を強化するためには、企業経営においてITを利活用することが必要不可欠である。しかしながら、中小企業においては、資金や人材などの経営資源が限られているとともに、ITに関する具体的な知識が不足がちなことから、ITを利用しにくい状況に置かれている。また、地域においては、ユーザとなる中小企業に求められるITの供給が十分に行われておらず、企業経営におけるIT利活用の促進の阻害要因となっているとともに、地域間格差是正の阻害要因にもなっている。

このため、中小企業でも安価かつ容易に業務効率化を行える、インターネットを活用したソフトウェア提供サービス（SaaS（Software as a Service））の基盤となるシステム等の開発に取り組むとと

もに、「IT経営」の実践に取り組む中小企業を支援した。

● 具体的施策 ●

1. 地域イノベーション・パートナーシップ【2009年度予算：6.1億円の内数】

地域の中小企業等の実態に即したIT化を持続的に推進し、広域地域経済圏ごとにITユーザとITベンダの連携強化を図るため、2009年度は各地の経済産業局ごとに推進体制を構築し、ITユーザとITベンダのビジネスマッチング等の連携強化に係る取組を支援した。

2. 地域経済情報化基盤整備事業【2009年度予算：2.0億円】

情報サービス等の高度化を推進し、地域のITベンダの連携体がIT供給力を強化する取組を支援した。2009年度は26件を採択した。

3. 中小企業経営革新プラットフォームシステム開発事業

【2009年度予算：17.6億円、第一次補正予算5.0億円の内数】

中小企業でも初期コストを安く、容易に業務効率化を図ることのできるサービスを実現することを目的に、インターネットを活用したソフトウェア提供サービスであるSaaSの基盤となるシステムの利便性向上を図った。さらに、SaaS上で稼働する販売管理、顧客管理、データ共有などに係るアプリケーションを新たに開発した。

4. IT経営応援隊【2009年度予算：6.1億円の内数】

中小企業等がITを有効に利活用して競争力の強化等を図るため、官民の連携支援ネットワークである「IT経営応援隊」を通じて、自主的な取組を促進を図った。2009年度においては、IT経営に関する研修会等を650件程度実施した。また、「中小企業IT経営力大賞」により、IT経営の実践事例を新たに120件程度収集し、公表した。

5. 小規模企業経営支援情報・金融連携事業【2009年度予算：2.7億円】

未整備の小規模企業の経営・財務情報等を集約、データベース化、分析、提供することを通じて、支援機関、金融機関、小規模企業が活用し、小規模企業の経営力、生産性向上に資する新たな経営支援サービス体制の実現を図った。

6. 政府系金融機関の情報化投資融資制度（IT活用促進資金）【財政投融資】

中小企業におけるIT・デジタルコンテンツの普及変化に関連した事業環境の変化に対応するため、日本公庫による融資を着実に実施した。2009年12月末現在の融資実績は、3,766件（446億円）に上った。

7. 産業競争力のための情報基盤強化税制【税制】

生産性の向上を実現し、高度な情報セキュリティの確保された質の高いIT投資を促進するため、一定の要件を備えたIT設備等の投資をした場合に、基準取得価額の50%の特別償却又は10%の税額控除の選択適用を認めるものである。

8. 戦略的情報化機器等整備事業

中小企業による戦略的なIT化を進めるため、指定会社による低リース料率での情報化機器等のリースを支援した。2009年2月末現在のリース件数は338社に上った。

■ 第4節 知的財産対策

中小企業にとっても技術上の発明や営業上のノウハウ等の知的財産は、企業を維持・発展していくためにますます重要性が高まっている。一方、中小企業は大企業と比べ自らの知的財産を保護するための十分なセクションやスタッフを持つことが難しいことから、知的財産制度に関する啓発、知的財産保護のための外部人材の活用等が重要な課題となっている。このため、中小企業に対する相談や人材派遣等の事業を実施した。

● 具体的施策 ●

1. 特許流通促進事業【2009年度予算：25.8億円】

知的財産の活用を促進するため、専門家派遣等の各種事業を実施するものである。2010年3月末現在で、特許情報活用支援アドバイザーによる中小企業等に対する訪問指導を10,802回実施し、特許流通アドバイザーの支援に基づくライセンス契約等の成約件数は、1,303件に上った。

2. 中小企業等特許先行技術調査支援事業【2009年度予算：6.4億円】

中小企業等の審査請求前の特許出願について、出願人の依頼に応じて、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が先行技術調査を行い、審査請求するか否かを判断する際の参考となる情報を提供し、2010年2月末現在の実績は6,393件に上った。2009年度は調査を依頼する際の誓約書の提出を不要とする申込み手続きの簡素化を図った。

3. 特許出願技術動向調査【2009年度予算：6.0億円】

研究開発戦略や知的財産戦略構築を支援するために特許出願動向等について調査を行い、特許庁ホームページ等を通じて情報発信している。2009年度は環境・エネルギー技術を中心とした「LED照明」、「リチウムイオン電池」、「立体テレビジョン」など合計12の技術テーマについて実施した。

4. 地域中小企業知的財産戦略支援事業【2009年度予算：2.2億円】

中小・ベンチャー企業に対して、一定期間集中的に知的財産の専門家を派遣し、企業経営における知的財産の戦略的な活用を支援する事業、及び戦略的に外国出願を行い海外展開をしようとする中小・ベンチャー企業を支援する事業を都道府県等中小企業支援センターを通じて実施した。2009年度の支援実績は、コンサルティング事業54社、外国出願支援事業26社に上った。

5. 知的財産制度、産業財産権制度に関する普及（知的財産権制度説明会）【2009年度予算：0.8億円】

知的財産権に関する基礎的な知識や情報、審査基準の内容や運用のための指針、法改正に関する内容などを広く周知することによって、知的財産権の取得や活用等を促進するため、全国各地で初心者、実務者等の階層別に制度説明会を開催した。2009年度は、初心者向け説明会を47都道府県で56回、実務

者向け説明会を全国20都市で73回開催した。

6. 中小企業知的財産権保護対策事業【2009年度予算：0.3億円】

海外展開を図る我が国の中小企業の知的財産権保護を図る観点から、ジェットロが有する海外ネットワークを活用して、中小企業の個別要望に基づいた知的財産権の侵害状況調査等の実施を支援するとともに、調査に要する経費の一部を補助するものである。2009年度の申請数は20件であった。

7. 特許戦略ポータルサイト【2009年度予算：0.2億円】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトにおいて、パスワード交付申込みのあった出願人に対し、インターネットを通じて、自社の直近10年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供した。パスワード交付申込みのあった企業数は、2010年3月末現在で934社に上った。

8. 研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減

積極的に研究開発を行う中小企業に対し、その研究開発成果の特許化を通じて新たな事業活動の展開ができるよう、審査請求料や特許料（第1年分から第3年分）を半額に軽減した。

9. 審査請求料の納付繰延

昨今の景気の悪化を受けて、中小企業等の資金面の負担を軽減するための緊急的な措置として、申請により、出願審査請求書の提出日から1年間に限り、審査請求料の納付を繰り延べた。

10. 早期審査・早期審理制度

出願人や審判請求人が中小企業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審判を受けられるようにする早期審査・早期審理を実施した。

■ 第5節 人権啓発の推進

● 具体的施策 ●

人権啓発【2009年度予算：1.9億円】

中小企業等に対して、人権尊重の理念を普及させ、人権意識の涵養を図るため、都道府県等に委託をして人権啓発のために講演等の事業を実施した。

■ 第6節 自殺対策に連動した支援

● 具体的施策 ●

中小・零細企業への支援

2009年11月に取りまとめられた「自殺対策100日プラン」を受けて、既に商工会議所・商工会等に設置されている経営安定特別相談室において、資金繰り、債務返済の相談対応強化を要請するととも

に、2010年2月に取りまとめられた「いのちを守る自殺対策緊急プラン」によって、関係省庁が一体となって自殺対策の緊急的な強化を計るため各種対策に取り組むこととなった。また、2010年3月の「自殺対策強化月間」において、中小企業団体に対し、多重債務相談に関する自治体の相談窓口との連携・協力を要請した。

この他、①年末、年度末における資金繰り対策、②年末、年度末において厚労省、金融庁と連携したワンストップ・サービス・デイの開催、③全国260か所に設置された「経営安定特別相談室」における資金繰り、債務返済の相談対応、④全国に設置されている「地域力連携拠点」のうち52か所の拠点において弁護士による「経営者のための法律相談」の実施、⑤47都道府県に設置している「中小企業再生支援協議会」において経営相談から再生計画の策定支援まで、幅広い事業再生支援等を実施した。

■ 第7節 調査・広報の推進

● 具体的施策 ●

1. 施策の広報

中小企業施策を広報するため、施策のポイントをまとめたパンフレットやチラシを作成し、各地方公共団体や団体等に配付したほか、一日中小企業庁の開催などにより、広く広報を実施した。

(1) 冊子類の発行

中小企業の方々が主な中小企業施策を利用する際のポイントをまとめた「施策利用ガイドブック」の他、施策別のパンフレットを作成した。2009年度からは「中小企業施策NOW!」を6買い作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業関係団体、金融機関、中小企業を支援する税理士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布した。

(2) チラシの発行

最新の中小企業支援施策を分かり易く紹介する政府公報「cabiネット」挟み込みチラシを毎月発行（10、11月を除く）するとともに、緊急に周知する必要のある施策のチラシを多数作成し、冊子類と同様に広く配布した。

(3) 「一日中小企業庁」の開催

開催地の都道府県と中小企業庁が共催し、地元中小企業の方々に最新の施策の説明し、理解を深めて頂くとともに、意見交換や交流の場を設け、今後の中小企業施策の見直し・拡充などに反映させるためのイベントを開催した。1964年度以来、毎年度開催しており、2009年度は、和歌山県、熊本県、富山県、奈良県において開催した。

(4) インターネットを活用した広報

① ホームページによる広報

中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報・施策総覧、予算等に関する情報、各種統計調査報告などを公表した。年間約5,300万ページビュー（2009年1月～12月）のアクセスがあった。

② メールマガジン

各中小企業支援機関と連携し、元気な中小企業の紹介、施策情報、地域情報、調査・研究レポートなどの情報をメルマガ登録者に、毎週水曜日に配信した。2010年1月現在で、65,500人が登録している。

③モバイル中小企業庁

携帯電話専用の中小企業施策検索サイトを運営し、最新の中小企業支援策などの情報提供を行った。年間約41万6,000ページビュー（2009年1月～12月）のアクセスがあった。また、毎週水曜日に携帯版メールマガジンを配信した。2010年1月現在で、約2,800人が登録している。

(5) J-NET21（中小企業ビジネス支援ポータルサイト）

中小企業支援に関するポータルサイトを運営し、必要な情報源にスムーズに到達できるサービス体制を提供した。2009年12月時点で、累計2,563万ページビューのアクセスがあった。

2. 中小企業白書の作成等

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第11条の規定に基づく年次報告等（中小企業白書2010年度版）を作成するとともに、規模別製造工業生産指数の作成等を行った。

3. 中小企業実態基本調査等の実施

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第10条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施した。また、中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小機構において中小企業景況調査を実施した。

